

川崎市への事前協議事項について

資料5.2

主な川崎市への事前協議が必要な事項(協議成立後、運営規程及び重要事項説明書に協議内容を加え、変更を届け出てください。)

内容	事前協議の時期	備考
施設の名称	随時	
施設の場所	随時	
定員(受入年齢の変更含む)	変更希望年度の前年度の8月まで (減員する場合は当年度の8月まで)	川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 第2条、第3条 ※必要書類の提出期限は7月下旬を予定
保育時間	変更希望年度の前年度の8月まで	
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示する ものとする。)並びに設備の概要	随時	
定款 (市が所管する社会福祉法人における変更)	随時	※定款変更の手続き先は、所轄庁により異なります。 ・市HP: こども未来局所管の社会福祉法人関連の諸規定、各種様式など ・市HP: 健康福祉局所管の社会福祉法人関連の各種手続き・諸規定
土曜日共同保育	随時	参考資料「川崎市における土曜日共同保育の取扱いについて」
バス送迎	随時 (開始しようとする10か月前まで)	参考資料「川崎市認可保育所等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」
上乗せ徴収	随時 (開始しようとする3か月前まで)	参考資料「保育所における付加的な保育の提供に係る費用徴収について」
他の社会福祉施設の併設 (インクルーシブ保育)	随時	・市HP: 保育所等と他の社会福祉施設との併設について